

平成26年（ワ）第1415号 訴訟物の特定に関する補足説明資料

平成26年2月3日

東京地方裁判所 民事部 第16部 御中

原告 大西 秀宜 印

請求の趣旨

1. 被告は、原告が平成25年10月14日に作成し被告に対し送付した、個人情報の開示等の請求書に依り生じた債務につき、被告が準拠を公表しているJISQ15001に従い、被告の所有する原告の個人情報について、原告が為したコンプライアンス通報に関する調査資料をはじめとした個人情報を追加し開示せよ。
 2. 被告は、上に示す個人情報の開示等の請求書における不開示内容について、個人情報の保護に関する法律第二十五条を根拠として“業務の実施に著しい支障をきたすおそれがある”との記載のみで一律に不開示とするのではなく、JISQ15001 3.4.4.5 項に規定の通り、理由を説明の上、できる限りの情報を開示せよ。
 3. 被告は、被告の所有する原告の個人情報について、不開示とした資料を今後の原告との裁判にて利用することがないことを誓約せよ。
- との判決を求める。

請求する訴訟物の特定

誰が（主体）：日立製作所交通システム社勤労企画部が

いつ（日時）：2013年10月28日

どこで（場所）：日立製作所交通システム社勤労企画部事務所から

何を又は何に対し（客体）：大西秀宜に対して

どのようにして（手段方法）：作成した文書の送付にて

何をしたか（行為と結果）：大西秀宜と合意していた，個人情報保護に関する法律及び JISQ15001 による契約とは異なり，個人情報保護に関する法律第二十五条を濫用し，JISQ15001 にも則っていない回答をした。また。この結果，大西秀宜は日立製作所に関する十分な資料が得られず，今後大西秀宜が提訴を予定している，2012 年 6 月 22 日に大西秀宜が日立製作所より懲戒解雇されるに至ったことに対する，懲戒解雇撤回訴訟に関して，事前に得られるべき十分な資料が得られない状態となった。

－ 以 上 －